

記入例

10kW以上 設置費用報告

JPEA代行申請センター作成（平成30年7月）

【報告にあたっての注意事項】

- 認定情報に変更がある場合（所在地変更、設置者変更等）、定期報告はできません。
変更認定申請等を行ってください。変更手続きが完了し、登録内容が変更された後、定期報告を行ってください。
- 全ての費用について、消費税抜きで記載してください。
- 一括発注、一括施工の場合であっても、受注元に確認の上、各項目の内訳について記載してください。
- 実際に再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置等のために支払った費用を記載してください。
(販売店等からの値引きを受けた際は、当該値引き分を反映した価格を記載してください。一括値引きなどで個々の設備に対する値引き額がわからない場合は、全体での値引き額を値引き欄に記載してください。)
- 鉛筆での記載は不備となります。
- 塗りつぶし部分は、記載が不要な欄です。 ⇒ 

このページはすべて必須項目です。
※ 空欄は不備になります。（設備名称は除く）

この用紙は設置費用報告です。
※ 同一用紙で複数の報告はできません。

定期報告様式
【太陽光発電設備用(10kW以上)】
再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用定期報告

経産省大臣 殿 西暦 2018年 07月 01日

設置者および設備情報(注01) 〒100-0003
住所 東京都港区西新橋
2-23-1
氏名/企業名(代表者名) 太陽 光太郎
(法人にあつては名称及び代表者の役職・氏名)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第6号及び第7号の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告区分 設置費用報告 運転費用報告 増設費用報告 画いづれか1つのみ印をつけること。

対象設備 設備ID: A 2 3 4 5 6 7 C 1 1 発電出力(49.5) kW (注02)
(小数点第一位まで記載すること。)

設備名称
設備所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

住所	〒100-0003
氏名/企業名	太陽 一男
電話番号	03 - 6543 - 1234

※01年度(設置費用報告)並びに建設時(運転費用報告)は「設置の状況」、「基本費」、「運用事項実施報告(ただし、メンテナンス実施内容は除く)」、「設置経緯」、「所在地」の項目を、2年度以降(運転費用報告)は、「設置の状況」、「運用事項実施報告」、「運転経緯費」、「運転経費」、「運転先」の項目を報告すること。(注04)
運転開始時に電力需給を調整した場合は、電力需給調整報告書も併せて提出すること。

この報告書の記入日を記載してください。

登録されている最新の住所を記載してください。

押印してください。 ※コピーは不備となります。

登録されている最新の設置者氏名を記載してください。

「報告区分」は いずれか1つにし点チェックをしてください。
※ 一度に複数年、複数種類の提出はできません。

登録されている設備名称が分かる場合のみ記載してください。 ※ 空欄可

登録されている最新の設備所在地住所を記載してください。
住所は登録通りの記載が必要となりますので、省略や番地相違は不備となります。
※1 番地未確定の場合、別途手続きが必要です。

この報告書についての問い合わせ先を記載してください。

該当箇所にレ点チェックをしてください。
※ 空欄は不備となります。

例：新築の屋根置きと地上に併設で設置の場合、2か所にチェックしてください。

電気事業者との特定契約に基づく受給開始日を記載してください。
※ 空欄は不備となります。

発電設備から電力会社の系統接続点までの距離を記載してください。目視による計測で結構です。

認定申請時に提出した金額を記載してください。認定申請時に金額を提出していない場合は、想定額を記載してください。

概要内訳の合計額(太陽電池モジュールからその他附属機器までの合計)を記載してください。
※ 合計金額の間違い、空欄は不備となります。

費用が発生していない場合はゼロを記載してください。

設備費欄には設備費のみ記載してください。設置工事費は工事費欄に記載してください。

屋根置き設備の場合、「新築」「既築」「新築及び既築併有」「新築及び既築併有」は

屋根置き設備の場合、該当箇所にレ点チェックをしてください。また、他者所有を選択した場合は賃借料を記載してください。賃借料が発生していない場合は「0万円/年」を記載してください。
※ 他者所有の屋根置き設備の場合、空欄は不備となります。

屋根置き設備の場合、該当箇所にレ点チェックをしてください。その他の場合、概要に設置場所を記載してください。
例：戸建住宅の屋根と車庫の屋根に設置した場合
 その他(戸建住宅と車庫)
※ 屋根置き設備の場合、空欄は不備となります。

地上設置の設備の場合、該当箇所にレ点チェックをしてください。その他の場合、概要に丘陵地、平地、山林伐採地など設置場所の状況が分かるように記載してください。
※ 地上設置の設備の場合、空欄は不備となります。
※ 所在地住所の記載は不備となります。

電力会社との接続契約上、出力制御機器を設置し、出力制御を行うこととなっている場合は、レ点チェックしてください。

モジュールとパワーコンディショナは全て必須項目です。
※ 空欄は不備となります。

太陽電池モジュールの合計出力を記載してください。

パワーコンディショナ小計欄は製造事業者毎の合計出力を記載して頂く事となっています。小計欄は1つの製造事業者につき1行で合算してください。
例：シャープ製 4.5KWを7台と6KWを3台設置の場合
(小計 (49.5)KW、(1.0)台)
計算方法 4.5KW × 7台 = 31.5KW
6.0KW × 3台 = 18.0KW
31.5KW + 18.0KW = 49.5KW
7台 + 3台 = 10台

パワーコンディショナと一体型の蓄電池を設置の場合(蓄電池のみの価格不明)
※ 蓄電池がパワーコンディショナと一体型で、価格区分できない場合は、ボックスにチェックし、パワーコンディショナ価格欄に記載してください。

フェンスや柵は設備費の「その他附属機器」に記載してください。なお、フェンス代とフェンス設置工事代に分けられる場合は、フェンス代を設備費のその他附属機器へ、フェンス設置工事代を工事費の附属工事またはその他へ記載してください。

※2 地上設置の設備の記載について
○ 地上設置の設備の場合、「自己所有」または「他者所有」、または「自己所有及び他者所有(2か所とも)」を選択し、該当箇所にレ点チェックをしてください。
○ 「自己所有」の場合は、「既保有地」または「新規購入」、または「既保有地及び新規購入(2か所とも)」を選択し、該当箇所にレ点チェックをしてください。
○ 「自己所有-新規購入」を選択された場合、購入価格と単価を記載してください。
○ 「他者所有」を選択された場合、太陽光発電を行う為に新規に借地契約を締結した場合のみ、賃借料を記載してください。また、借地面積と単価も記載してください。
※ 地上設置の設備の場合、該当箇所の空欄は不備となります。

【金額欄について】
○ 各金額欄(合計金額以外、内訳金額) 実際の金額に、千の位を四捨五入した金額を記載してください。
○ 合計金額欄(設備費・工事費・接続費・その他費用・合計金額) 実際の金額(四捨五入前の金額)を加算し、合計欄に記載してください。合計欄の記載は千の位を四捨五入してください。
※ 各費用は実際の金額を千円単位で四捨五入して記載しますが、資本費合計欄は実際の金額から算出するため、各合計欄の合計値と相違する場合がございます。
〈例〉太陽電池モジュールが、8,995,500円の場合、千の位を四捨五入し900万円と記載してください。パワーコンディショナも 3,304,400円の場合、同様に330万円と記載してください。他の項目も同様です。ただし 合計額は、それぞれ四捨五入前の金額を合算し、最後に千の位を四捨五入してください。
〈例〉

	実際の金額	記載金額
××費	19000	2万円
○○費	13000	1万円
△△代	24000	2万円
合計	56000	6万円

施工業者が一つの場合は、施工業者名欄に記載してください。
複数の業者が個別に工事を行った場合、それぞれの項目へ工事業者名を記載してください。
尚、電気設備工事業者名の空欄は不備となります。

右記、内訳の合計額(基礎工事からその他までの合計)を記載してください。
合計額は、実際の金額(円単位まで)を加算し、千の位を四捨五入したものです。
※ 合計金額の間違い、空欄は不備となります。

工事費は、それぞれの項目へ工事金額を記載してください。
その他欄への一括記載のみでは不備となります。
※ 土地造成、系統接続に関する工事費は除きます。

右記、内訳の合計額(電源線からその他までの合計)を記載してください。
合計額は、実際の金額(円単位まで)を加算し、千の位を四捨五入したものです。
※ 合計金額の間違い、空欄は不備となります。

接続費について詳細不明の場合、計量器代のみでも結構です。
また、「工事負担金」として支出している場合は、その他に内訳と金額を記載してください。
なお、接続費が四捨五入して1万円未満であったり、費用が掛からなかった場合は金額欄にゼロを記載してください。
※ 空欄は不備となります。

①設計費から⑧その他までの実際の金額をすべて加算し、合計欄に記載してください。(千の位を四捨五入)
※ 合計金額の間違い、空欄は不備となります。

建設段階の保険料等、設備費、工事費、接続費以外の費用があれば、内訳と金額を記載してください。
※ 設備の保証は設置費用報告の報告対象外となりますので、運転費用報告で報告してください。
※ 費目名に「その他」と記載した場合は不備となります。

補助金を取得した場合、全ての欄(「補助金額」「補助事業名」「補助主体」)を記載しなければ不備となります。
※ 金額以外は分かる範囲で結構です。
※ 空欄のままですと不備となります。

太陽光発電設備のリース契約についてのみ記載してください。
その他設備のリース契約については、設備費のその他の附属機器欄に記載してください。

該当箇所にレ点チェックをしてください。
※ 空欄は不備となります。

※50kW以上の高圧については、電技省令(第23条)において「取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、当該者が容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置を講じなければならない。」と定められており、電技解釈を参考に、適切に実施することが必要です。

※50kW未満の低圧についても、柵等の設置が必要です。柵等の設置が困難な場合(屋根置きや屋上置き等)や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合(塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等)には柵等の設置を省略することができます。その場合は、「構内に第三者が立ち入るおそれがないよう、適切な措置を講じていない」を選択してください。

※平成29年3月31日以前に認定を受けている発電設備については、平成29年4月1日から1年以内に(この時点で着工前である場合は着工後速やかに)設置が必要です。
※詳細については、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(平成29年3月資源エネルギー庁)をご確認ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf

該当箇所にレ点チェックをしてください。
※ 空欄は不備となります。

※20kW以上の場合は、以下の項目について記載した標識を掲示する必要があります。

- ・ 設備名称
- ・ 設備ID
- ・ 設備所在地
- ・ 発電出力
- ・ 再生可能エネルギー発電事業者名(法人の場合は名称及び代表者氏名(※))、住所
- ・ 保守点検責任者名(法人の場合は名称及び代表者氏名(※))
- ・ (※)法人の場合の代表者氏名については任意。
- ・ 連絡先
- ・ 運転開始年月日

※平成29年3月31日以前に認定を受けている発電設備については、平成29年4月1日から1年以内に(この時点で着工前である場合は着工後速やかに)掲示が必要です。
※詳細については、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(平成29年3月資源エネルギー庁)をご確認ください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf

④ 工事費 (注16)	(460) 万円 (税抜き)	基礎工事 (150) 万円 (税抜き)	配管工事 (100) 万円 (税抜き)	電気配管工事 (150) 万円 (税抜き)	附帯工事 (30) 万円 (税抜き)	その他 (フェンス設置工事) (30) 万円 (税抜き)
施工業者名 []	〇〇株式会社					
※施工業者が個別に行われた場合(注17)						
土木工事業者名 []						
電気設備工事業者名 []						
架台工事業者名 []						
その他業者名 []						
⑤ 接続費 (注18)	(20) 万円 (税抜き)	電線 (15) 万円 (税抜き)	送電機費 () 万円 (税抜き)	計量器 (5) 万円 (税抜き)	その他 () 万円 (税抜き)	費目名 () 万円 (税抜き)
⑥ 領引き (注19)	(25) 万円 (税抜き)	接続費総額のうち電力会社に対する負担額 () 万円 (税抜き)				
⑦ その他 (注20)	() 万円 (税抜き)	費目名 () 万円 (税抜き)	費目名 () 万円 (税抜き)	費目名 () 万円 (税抜き)	費目名 () 万円 (税抜き)	費目名 () 万円 (税抜き)
⑧ 合計	(2045) 万円 (税抜き)	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧				
(国または地方自治体より補助金等を受給して設置した場合、以下項目を記載)						
補助金の名称 (注21)	埼玉県△再生可能エネルギー設備補助金	補助主体(市町村名等)	埼玉県			
補助金額	10 万円 (税抜き)					
補助金の名称 (注22)	さいたま市太陽光発電補助金	補助主体(市町村名等)	さいたま市			
補助金額	15 万円 (税抜き)					
リース契約	期間合計リース料 (年間リース料 × リース期間) () 万円 (税抜き)	年間リース料 () 万円/年 (税抜き)	リース期間 () 年間	再リース料 (年間) () 万円/年 (税抜き)	対象設備 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を一括リース <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールのみリース <input type="checkbox"/> パワーコンディショナのみリース <input type="checkbox"/> その他 ()	
【備考】	種-標の設置状況 (注21)	<input checked="" type="checkbox"/> 構内に第三者が立ち入るおそれのないよう、適切な措置(柵等の設置)を講じている <input type="checkbox"/> 構内に第三者が立ち入るおそれのないよう、適切な措置(柵等の設置)を講じていない				
	標識の設置状況 (注22)	<input checked="" type="checkbox"/> 標識を掲示している <input type="checkbox"/> 標識を掲示していない ※実施していない、※実施している場合は、以下①～④の取付する箇所(見取り図)にレ点をつけること。 ※実施している ※実施している場合は、①～④の取付する箇所(見取り図)にレ点をつけること。				
	①日常点検 ※1ヶ月未満の頻度で実施する点検(見取り図)	<input type="checkbox"/> 太陽電池モジュール <input type="checkbox"/> 系統連系設備 <input type="checkbox"/> 接続箱・集電箱 <input type="checkbox"/> 出力制御装置 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナ <input type="checkbox"/> 遮断装置(センサ、遮断機等含む) <input type="checkbox"/> ケーブル、配電線管 <input type="checkbox"/> その他 標識() <input type="checkbox"/> 架台、基礎 ※その他を選択した場合は、必ず概要を記載すること。				
	②その他点検 ※1ヶ月以上の頻度で実施する点検	<input type="checkbox"/> 概要・概要() ※概要・概要は必ず記載すること。 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュール <input type="checkbox"/> 系統連系設備 <input type="checkbox"/> 接続箱・集電箱 <input type="checkbox"/> 出力制御装置 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナ <input type="checkbox"/> 遮断装置(センサ、遮断機等含む) <input type="checkbox"/> ケーブル、配電線管 <input type="checkbox"/> その他 標識() <input type="checkbox"/> 架台、基礎 ※その他を選択した場合は、必ず概要を記載すること。				
	③電気事業者に基づく保安規定に定める点検 (注23)					
	④遮断装置(防災対策用監視システム)					
	⑤モニタリング(発電量測定システム)					
	⑥電圧・電流					

年は西暦4桁で記載してください。
 運転開始後も工事継続の場合は、終了月に運転開始月を記載してください。
 ※ 運転開始月より未来月は記載できません。

事前調査	西暦	2015	年	06	月	～	西暦	2015	年	06	月
基本設計	西暦	2015	年	06	月	～	西暦	2015	年	06	月
実施設計	西暦	2015	年	06	月	～	西暦	2015	年	06	月
土地造成	西暦	2015	年	07	月	～	西暦	2015	年	07	月
基礎工事	西暦	2015	年	08	月	～	西暦	2015	年	08	月
据付・電気配管・附帯工事	西暦	2015	年	08	月	～	西暦	2015	年	08	月
接続工事	西暦	2015	年	09	月	～	西暦	2015	年	09	月

「据付・電気配管・附帯工事」と「接続工事」は必須項目です。
 ※ 空欄は不備となります。

① 土地等賃借料 (注25)	() 万円/年 (税抜き)	(概要、内訳等)
② 修繕費 (注27)	() 万円/年 (税抜き)	修繕や機器交換を行った箇所 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュール <input type="checkbox"/> パワーコンディショナ(蓄電池一体型含む) <input type="checkbox"/> 出力制御装置 <input type="checkbox"/> 架台、基礎 <input type="checkbox"/> 接続箱・集電箱 <input type="checkbox"/> 系統連系設備 <input type="checkbox"/> ケーブル、配電線管 <input type="checkbox"/> 遠隔監視装置(センサ、通信機等含む) <input type="checkbox"/> その他 概要 ()
③ 保守点検費 (注28)	() 万円/年 (税抜き)	(概要、内訳等)
④ 事務所経費 (注29)	() 万円/年 (税抜き)	(概要、内訳等)
⑤ 人件費 (注30)	() 万円/年 (税抜き)	(概要、内訳等)
⑥ 保険料 (注31)	() 万円/年 (税抜き)	(概要、内訳等)
⑦ インターネット通信料 (注32)	() 万円/年 (税抜き)	(概要、内訳等)
⑧ 法人事業税 (注33)	() 万円/年 (税抜き)	(概要、内訳等)
⑨ 固定資産税 (注34)	() 万円/年 (税抜き)	(概要、内訳等)
⑩ その他 ()	() 万円/年 (税抜き)	(概要、内訳等)
合計	() 万円/年 (税抜き)	(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)
⑪ 年間リース料 (注35)	() 万円/年 (税抜き)	(概要、内訳等)
⑫ パワーコンディショナのソフトウェア書き換え費用 (注36)	() 万円 (税抜き)	(概要、内訳等)
⑬ 通信機搬付と制御ユニット(後日設置した場合) (注37)	() 万円 (税抜き)	(概要、内訳等)
⑭ 蓄電池(後日設置した場合) (注38)	() 万円 (税抜き)	(概要、内訳等)
⑮ 蓄電池(後日設置した場合) (注39)	() 万円 (税抜き)	(概要、内訳等)
⑯ 蓄電池(後日設置した場合) (注40)	() 万円 (税抜き)	(概要、内訳等)
⑰ 蓄電池(後日設置した場合) (注41)	() 万円 (税抜き)	(概要、内訳等)
⑱ 蓄電池(後日設置した場合) (注42)	() 万円 (税抜き)	(概要、内訳等)

「新規設置費用報告」を行う場合、
 この黒色内は記載不要です。
 空欄のままご提出ください。

年間発電量 () kWh/年	※注意
年間売電量 () kWh/年	年間発電量、年
売電先の決定方法 (注42)	<input type="checkbox"/> 入札以外により決定 <input type="checkbox"/> 入札により決定 ※入札によって売電先を決定している場合は、当該入札により売電先 入札による売電開始時期 西暦 () 年 () 月

「新規設置費用報告」を行う場合、
 この黒色内は記載不要です。
 空欄のままご提出ください。

- (注01) 認定発電設備の発電事業者が報告すること。
- (注02) 小数点第一位まで記載すること。(小数点第二位は四捨五入: 15.58kW × → 15.6kW ○) また、増設の場合は、増設後の出力を記載すること。
- (注03) 「再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報」の記載内容に関する留意等に関する事項を記載すること。
- (注04) 全ての費用について、消費税抜きで記載すること(千円単位を四捨五入)。また、一括発注、一括施工の場合であっても、売電先に連絡の上、各項目の内訳について記載すること。また、提出設備数が複数となる場合は、設備毎に様式を作成すること。実際に再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置等のために支払った費用を記載すること。(販売店等からの割引を受けた際は、当該割引分を反映した価格を記載すること。)
- (注05) その他を選択した場合、カッコ内は必須項目となり、丘陵地、山林伐採地、平地など設置場所の状況がわかるように記載すること。(地目を記載しないこと。)
- (注06) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成27年経済産業省令第3号)の施行により出力制御対象に該当する場合(改正前30日を上限とする出力制御対象であった場合を含む。)は、レ印をつけること。
- (注07) 将来の当該設備の撤去に要する費用について、認定時に申請した額がある場合は記載すること。
- (注08) 設備導入に必要な機械設置等の設計に要した費用を記載すること。
- (注09) 設備導入に必要な機械設置等の購入、製造等に要した費用を各項目毎に記載し、太陽電池モジュールからその他附属機器の合計額を記載すること。
- (注10) 設備の仕様がある場合は、型式番号ごとにそれぞれ記載すること。
- (注11) 太陽電池モジュールの調達に係る発注書の日付、又は契約書の締結日を記載すること。
- (注12) 出力制御対応機能が付属している場合は、レ印をつけること。パワーコンディショナ、モニターシステム両者に搭載されている場合は、両者にレ印をつけること。
- (注13) 電力測定ユニットとモニターが一体販売で、個別価格が分らない場合は、一体販売の額に記載すること。
- (注14) 蓄電池がパワーコンディショナと一体型で、価格区分できない場合は、レ印をつけて、パワーコンディショナ価格欄に記載すること。
- (注15) 事業者が複数ある場合は、代表の事業者名を記載すること。ただし、土地造成、系統接続に関する工事費は除くこと。
- (注16) 土地造成、系統接続に関する工事費は除く。事業者が複数ある場合は代表の事業者名を記載すること。
- (注17) 個別発注の場合、電気設備工事業者名を記載すること。
- (注18) 当該発電所から電気事業者の電気工作物までの電線線路、及び接続に関する工事費等を記載すること。
- (注19) 一括引き取りなど個々の設備に対する値引き額がわからない場合は、全体の値引き額を値引き欄に記載すること。
- (注20) 建設費の保険料等、その他の費用がある場合は、その費目ごとに金額を記載すること。
- (注21) 50kW以上の高圧については、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年三月二十七日通産省令第52号)において「取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、当該者が容易に構内に入らぬおそれがないよう適切な措置を講じなければならない。」と定められており、同省令の解説を参考にして、適切に実施すること。
- (注22) 50kW未満の低圧についても、漏電等の設置が必要となる。ただし、漏電等の設置が困難な場合(屋根裏や壁の上置き等)や第三者が発電設備に近づくことが用意でない場合(等つきの壁に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等)は、漏電等の設置を省略することができる。
- (注23) 平成29年3月31日以前に認定を受けている発電設備については、平成29年4月1日から1年以内にこの時点で着工前である場合は着工後速やかに設置すること。詳細については、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(平成29年3月資源エネルギー庁)を確認すること。
- (注24) 20kW以上の設備については、標準の設置が必要。ただし、屋根置きや壁置き等の場合はその限りではない。詳細については、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(平成29年3月資源エネルギー庁)を確認すること。
- (注25) 電気事業法第42条に定められている保安措置に基づいて実施する点検が該当する。
- (注26) 発電設備の年間の運転に要した費用の内容を記載すること。また、外部委託等で一括計上される場合も、その内訳について項目毎に記載すること。減価償却費を記載しないこと。
- (注27) 運転維持費の報告対象となる期間(1年間)の期初月を記載すること。
- (注28) 借地や第三者所有の屋根に設置した場合、実際の賃借料として支払った金額を記載すること。
- (注29) 設備の修繕や機器交換に支払った金額を記載すること。
- (注30) 保守、保安、セキュリティ、メンテナンス等に要した費用を記載すること。
- (注31) 事務所の維持費や各種申請費に要した費用を記載すること。
- (注32) 設備運営のために要した社員人件費を記載すること。人件費とは太陽光発電運営に携わった役員報酬、社員給与、賞与を指す。ただし、社員が保守点検等に係る業務をした対価は、保守点検費欄に記載すること。また、電気主任技術者が社員の場合も、その人件費は保守点検費欄に記載すること。
- (注33) モジュールメーカーの提供する有償保証や損害保険等の年間費用を記載すること。
- (注34) 遠隔出力制御や遠隔監視等のために要したインターネット回線・無線回線使用料等を記載すること。(電話代は事務所経費に記載すること。)
- (注35) 法人事業税以外の税戻公額は報告の必要はない。報告時期の直前で支払った法人事業税を記載すること。
- (注36) 固定資産税(償却資産税含む)以外の税戻公額は報告の必要はない。報告直前で支払った固定資産税を記載すること。
- (注37) 設備設置後、後日出力制御対応のためにパワーコンディショナのソフトウェアの書き換えを行った場合はその費用を記載すること。
- (注38) 設備設置後、後日出力制御対応のために制御ユニットを設置した場合はその費用を記載すること。
- (注39) パワーコンディショナと一体型の蓄電池を設置した場合は、レ印をつけて、一体型の価格を修繕費欄に記載すること。
- (注40) 同意をいただいたものについては、各事業計画の撤去及び処分費用想定額に対する現在の積立金額の進捗の概況を公表すること。
- (注41) 予定時期ではなく実績時期を記載すること。まだ開始・終了していない場合は、「未開始/あるいは「未了」にレ印を加えること。
- (注42) 報告期間について、第一月日から第十二月日までの積立金額を月ごとに記載すること。
- (注43) 本報告の提出日時点における累積積立金額を記載すること。
- (注44) 「入札」とは、公募による公開入札を指す。特定業者からの相見積り方式による売電先決定は除く。

備考
 ・ 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。
 ・ 氏名を記載し、必ず押印すること。(実印である必要はない。)
 ・ 各費用項目について、証拠書類の提出は不要。ただし、実際に支払った費用とは異なる費用が記載された際は、虚偽の報告をしたものとみなし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法及び下位法令に基づき、認定の取り消しもありうる点、あらかじめ留意すること。

※この「記入例」は、FIT認定事業者様が定期報告をする際の参考として、JPEA代行申請センターが、独自に作成したものです。